

船首フレア部の構造強度要件の適用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

船首フレア部の構造強度要件の適用に関する事項

改正理由

自動車運搬船やコンテナ運搬船等の船首部付近の船側外板傾斜角（フレア角）が大きくかつ船の速力が大きい船舶では、スラミング衝撃圧による損傷防止を目的として、スラミング衝撃圧に対する船首フレア部の構造強度要件を規定している。

現行要領においては、自動車運搬船及びコンテナ運搬船を代表として同要件を規定しているが、類似の特徴を持つその他の船種に対する適用が不明確であった。

このため、類似の特徴を持つその他の船種について、船首フレア部の構造強度要件の適用が明確となるよう、関連規定を改めた。

改正内容

自動車運搬船やコンテナ運搬船と同様に、船首部のフレアが大きく、船の速力が大きい船舶（ロールオン・ロールオフ船、LNG 運搬船及び低温式 LPG 運搬船等）について、船首フレア部の構造強度要件の適用が明確となるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C7.1.8, C8.1.4, C16.4.1